

# 死亡労働災害速報（2019年4月－2）

（建設業労働災害防止協会宮城県支部）

雨どい修理中に2階屋根から墜落・死亡			
発生年月	平成31年4月22日（月） 午前10時40分頃		
業種	その他の建築工事業	事業場規模	1～9名
事故の型	墜落・転落	起因物	建築物
発生状況	<p>平成31年4月22日（月）午前10時40分頃、仙台市太白区根岸の住宅で、雨どいの交換作業をしていた男性（54歳）が、住宅の2階屋根から墜落、病院に運ばれたが死亡した。一緒に作業していた人の目撃によると、被災者は作業中、突然前かがみになり墜落したとのこと。</p> <p style="text-align: right;">（マスコミ報道等による）</p>		
災害原因と災害防止対策	<p><b>〔現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的対策を列举します。〕</b>  <b>（想定される原因）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 足場・手すり等墜落防止措置がなく、被災者が何らかの原因でバランスを崩して墜落した。</li> <li>2. 安全帯を掛ける親綱等の設備がなかったため安全帯は使用されておらず、墜落を止められなかった。</li> <li>3. 安全に留意した作業計画が立案されておらず、事前の墜落防止対策が考慮されていなかった。</li> </ol> <p><b>（類似災害防止対策）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高さ2メートル以上の作業床の端で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設ける等の墜落防止措置を講じること。</li> <li>2. 上記対策を講じることが、著しく困難なときは、あらかじめ、屋根上の作業に合致した親綱を設置し、安全帯を使用させること。（足場設置が困難な屋根上作業の安全設備設置・作業標準マニュアル（同リーフレット：厚生労働省ホームページ→安全衛生リーフレット一覧→安全関係 H27・7作成を参照）</li> <li>3. 作業主任者・指揮者等は保護帽、安全帯の適切な使用状況を監視すること。</li> <li>4. 高所作業について、関係労働者に対し、危険性及び作業手順等当該作業に関する必要な事項の教育の実施を徹底すること。</li> <li>5. 労働安全衛生法で定められている健康診断を確実に実施するとともに、異常所見があった場合は、就業上の配慮について医師の意見を聞くこと。また、作業開始前のKY等で、作業者の体調について確認するとともに、不調がうかがわれる場合は危険有害作業に就けさせないこと。</li> </ol>		